

# 孤独・孤立対策関連資料

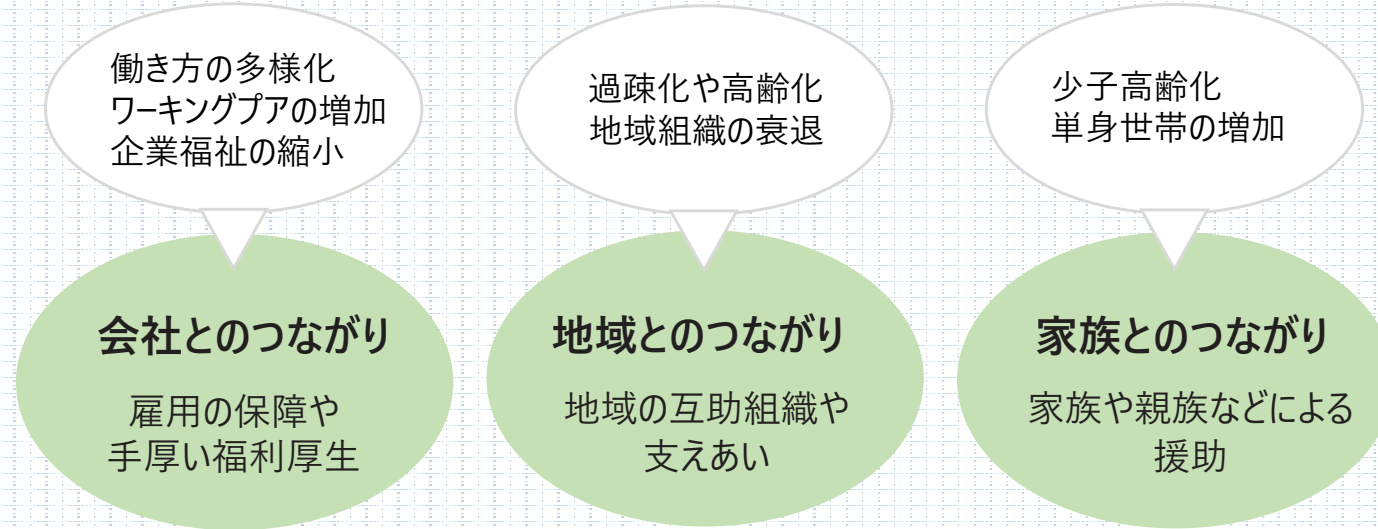
# 目次

孤独・孤立について（背景）	2
孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）	3
孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）	4
（参考）国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究①	5
（参考）国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究②	6
孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和6年）より①	7
孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和6年）より②	8
孤独・孤立について（まとめ）	9
政府のこれまでの主な対応	10
孤独・孤立対策重点計画令和7年改定のポイント	11
孤独・孤立対策重点計画のポイント	12
孤独・孤立対策重点計画（具体的施策）	13
（参考）全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会より	14
孤独・孤立対策推進法①	15
孤独・孤立対策推進法②	16
孤独・孤立対策推進法③	17
地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）	18
（参考）孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧	19
各地方自治体における対応（イメージ）	20
2025年度 本県の孤独・孤立対策の取組	21

# 孤独・孤立について（背景）

## 背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュ  
ニケーションの減少

生活困窮をはじめとし  
た不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶり  
の対前年比増

DV相談件数増  
児童虐待相談対応件数増  
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

# 孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

## 孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）  
主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

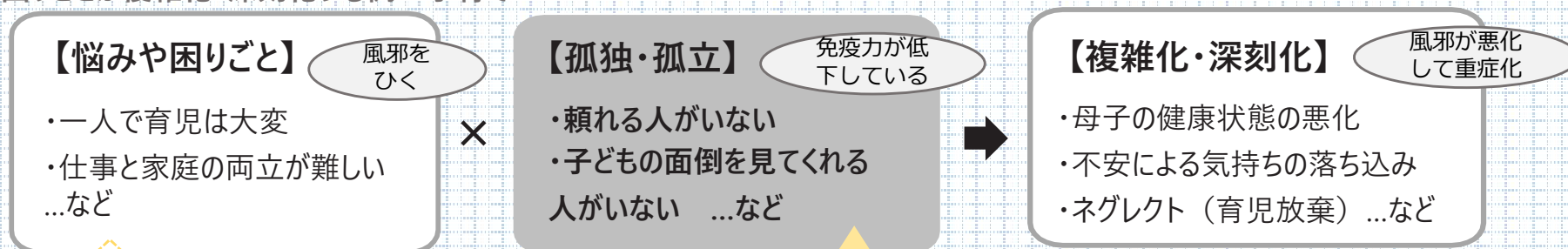
「孤立」（一般的な捉え方）  
客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- ➡ 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
  - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。  
「一人でいること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）  
孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て



各種支援制度・  
相談窓口等による  
支援

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？  
孤独・孤立の状態にならないためには？

➡ 日常にある「つながり」が必要

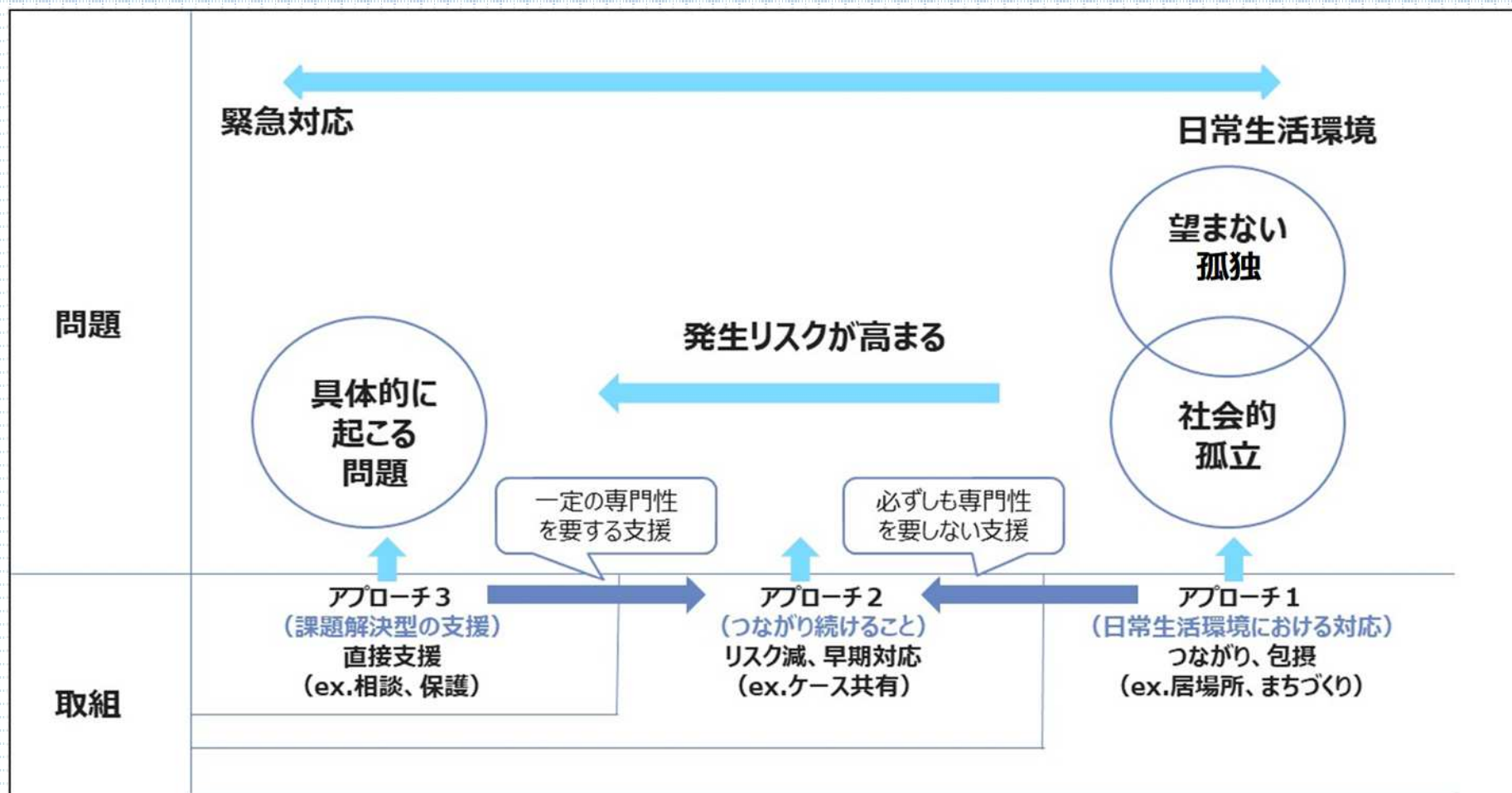
（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「予防」  
の観点

# 孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

## 「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



(図の出典) 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会2 中間整理 「孤独・孤立」問題とアプローチの一部を編集

# (参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究①

## 孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

### ◆ 健康上の様々なリスク

- ・ 社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い  
(Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ 社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある  
(Jo Cox Commission on Loneliness「Combatting loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・ 他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇  
(斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか(2015)日本公衆衛生雑誌)

### ◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・ 孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果  
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

### ◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・ 3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果  
(株)野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022))
- ・ 職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)  
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)



Social isolation and loneliness have **serious health consequences.**

Their health risks are comparable to smoking daily, excessive drinking, and obesity.



“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic  
(WHO Commission on Social Connection)

## 人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

### ◇ ポピュレーションヘルス

- ・ 感染症への予防行動など

### ◇ コミュニティ・セーフティ

- ・ 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

### ◇ 経済的豊かさ

- ・ 雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

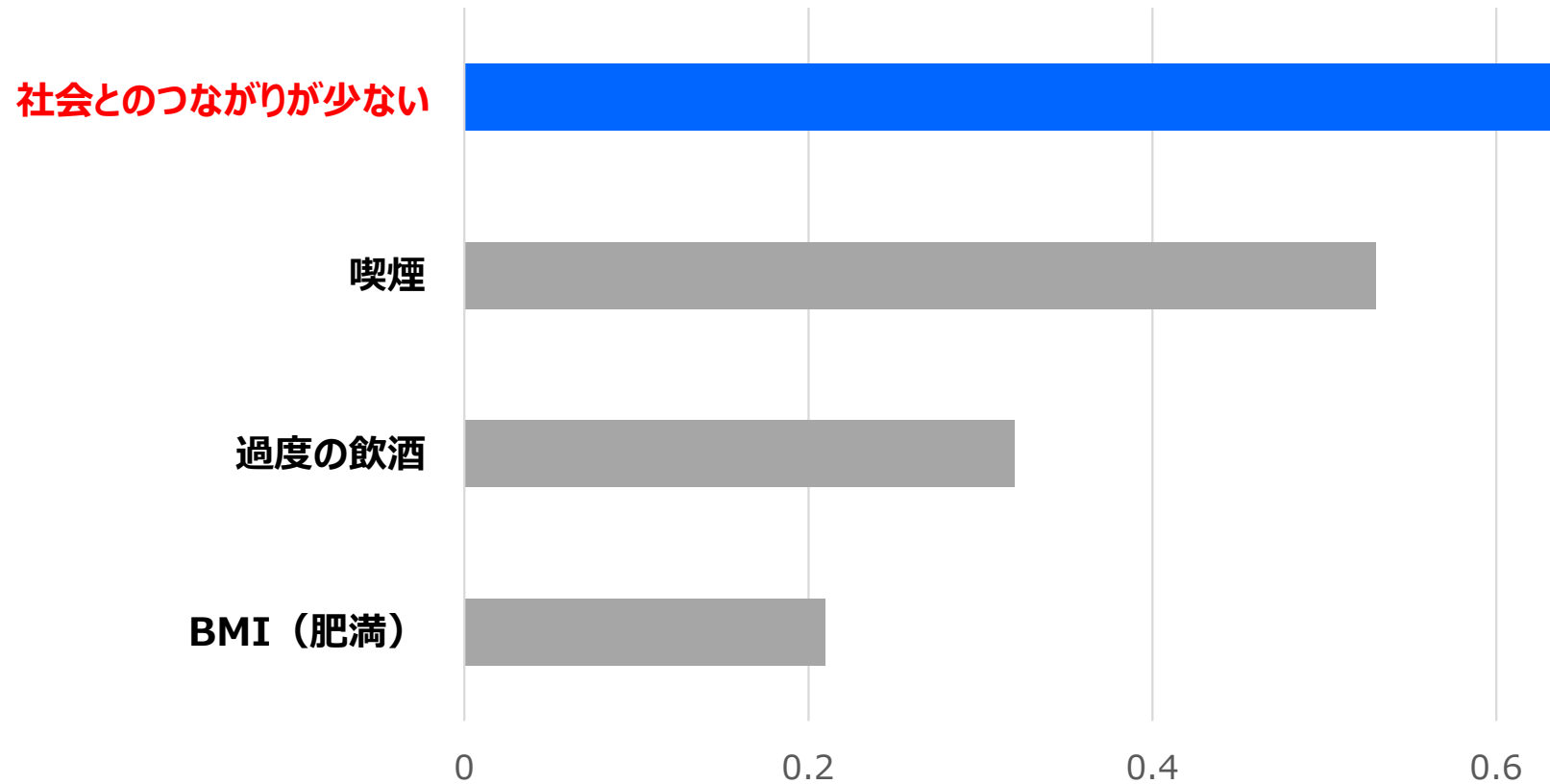
### ◇ 災害への備えとレジリエンス

- ・ 訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

### ◇ 市民参画

- ・ 「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

## 生活様式が死亡率に与える影響



Holt-Lunstad J, Smith TB, Layton JB (2010) Social Relationships and Mortality Risk: A Meta-analytic Review. PLoS Med 7(7): e1000316. <https://doi.org/10.1371/journal.pmed.1000316>

## 約4～5割の人が孤独を感じている

↓ 調査結果の詳細は ↓

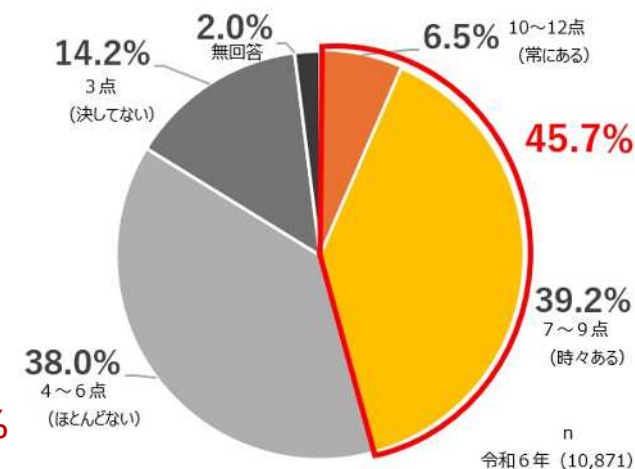


問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1. 決してない  | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |

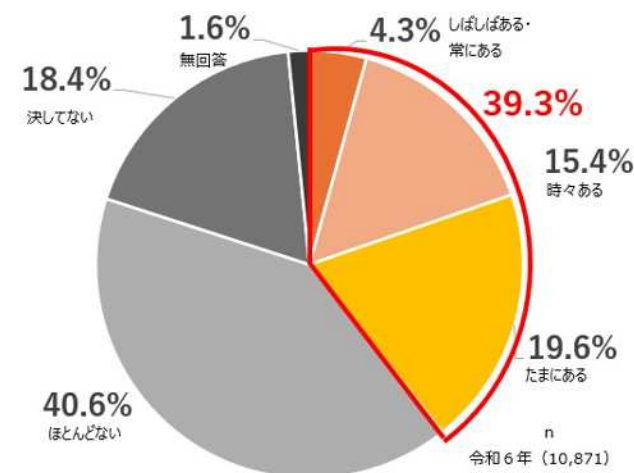
・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**45.7%**



あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- |           |                |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない  | 4. 時々ある        |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある  |                |

・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が **39.3%**

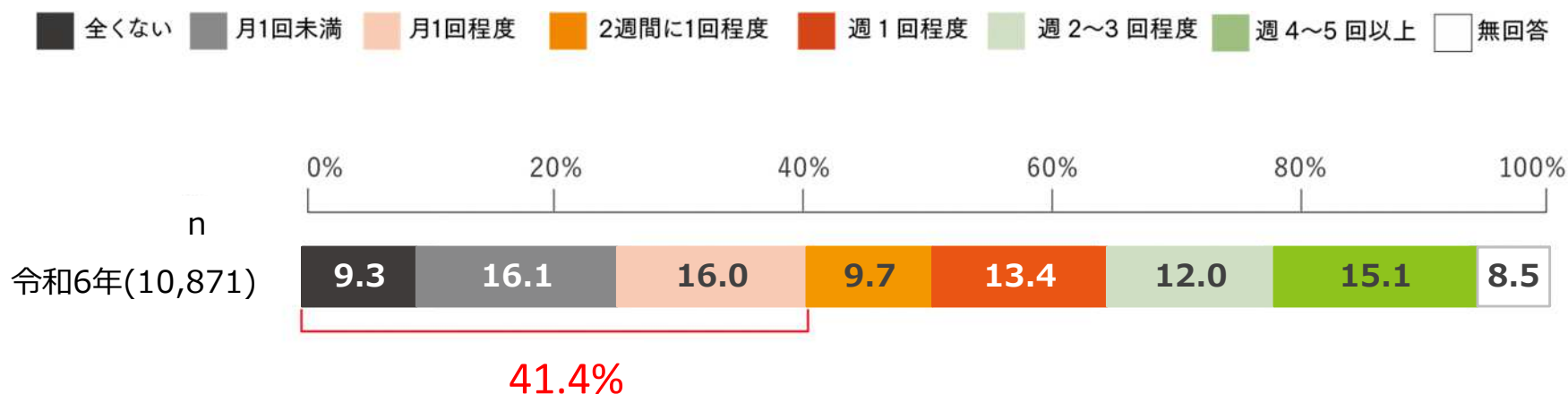


※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

## 同居していない家族や友人との会話は、 「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4

### 同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は？



- ・「直接会って話すことが全くない」人が**約1割**
- ・「月に1回程度以下（※）」の人が**約4割**

※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の人」としています

## 孤独・孤立について（まとめ）

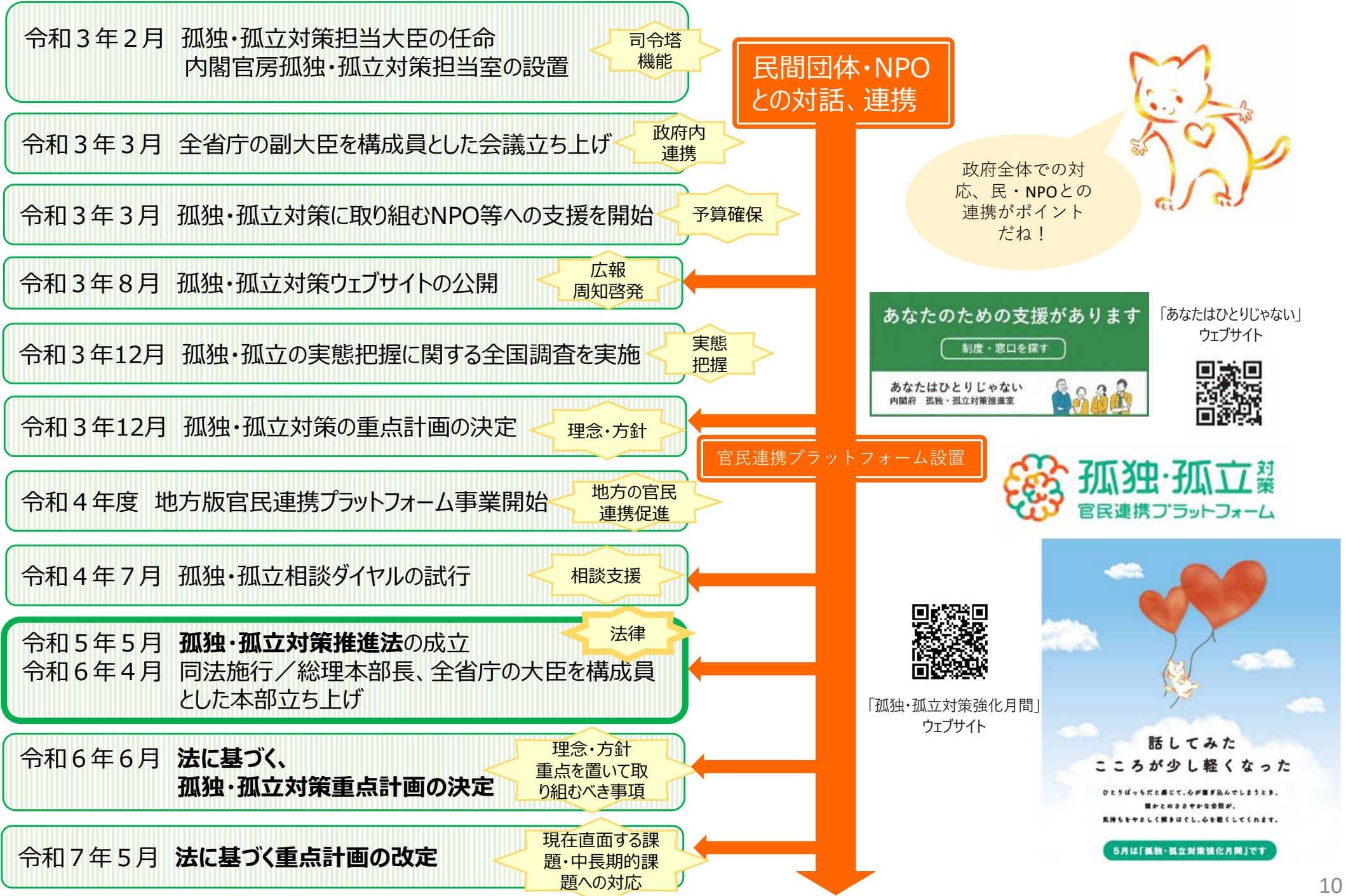
孤独・孤立の問題は  
個人の問題ではなく社会全体  
の問題。

孤独・孤立対策とは、  
「つながりづくり」。  
つながりは、あらゆる分野で  
必要とされている。

孤独・孤立に取り組む  
必要性や対策は、福祉分野だけの  
ものじゃないんだ！



# 政府のこれまでの主な対応



# 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下の孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

**①現行計画の重点取組事項を着実に推進**しつつ、**②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応**するため、**重点計画を改定**（孤独・孤立対策推進本部決定）

**①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」 → 取組を強化し、引き続き重点的に推進。**

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
- ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
- ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組などを推進。

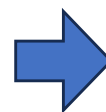


**②現在直面している課題・中長期的な課題等 → 新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。**

## 【現在直面している課題】

### ✓ **小中高生の自殺者数が過去最多**

- － 令和7年は538人と過去最多。
- － 女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状



## 【中長期的な課題】

### ✓ **将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み**

- ＝ 孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み
- － 単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

### ✓ **孤立死者数の推計：約2万2千人**

- － 孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- － 「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。



- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

## 重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

## 現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

## 基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進  
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

## 孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）  
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

### ★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

#### ① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

#### ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

#### ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

孤独・孤立対策重点計画  
(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、  
令和7年5月27日一部改定)

[https://www.cao.go.jp/kodoku\\_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html](https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html)



# 孤独・孤立対策重点計画（具体的施策）

- 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

## （1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- HPやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】
- 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- こどもの自殺対策の推進【子ども家庭庁】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

## （2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省、子ども家庭庁】
- 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】
- 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】
- OTC乱用防止に係る取組の推進【厚生労働省】



## （3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人の「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【子ども家庭庁】
- 円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】
- 多世代・分野横断的な地域社会の担い手の掘り起こし【内閣府】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】
- 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

## （4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化

- 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動等における見守り・交流の創出に対する支援【国土交通省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代等への支援【内閣官房等】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】

# (参考) 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会より

- 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、重点計画の基本方針を踏まえた孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。重点計画にも反映。
- 3つの分科会における検討成果・中間整理については以下のとおり。自治体における取組の検討の際の参考として御覧いただきたい。

## 分科会1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

【検討成果】①制度を知らない層、②制度は知っているが相談できない層、③相談者になりうる層 別に現状と課題・対応案を整理。

## 分科会2 きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方

活動の詳細は→



【目的】多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

【中間整理】「孤独・孤立」問題とアプローチの構造、支援の場となる「地域」・支援を担う「施策」と「主体」の検討、制度内・制度外・制度内外の境界・連携の観点からの整理。

## 分科会3 相談支援に係る実務的な相互連携の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

【中間整理】「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行事業の成果、課題と対応案を整理。

# 孤独・孤立対策推進法①

## 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。（令和6年4月1日施行）

## 基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

## 地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

# 孤独・孤立対策推進法②

## 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

➡地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、  
お互いに学び合いそれぞれのエンパワーメントを目指す  
「水平的連携」

官：部局横断的な庁内連携  
民：福祉分野・支援者団体にとどまらない多様な主体の参画  
（例 文化/芸術/スポーツの市民活動団体も主体となる）

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修



・社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金  
（地域における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業）はこちらから

プラットフォームづくり  
の方からはじめようね！



具体の支援内容に関する協議を行う場として

## 孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の中で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・  
取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等より限定的な主体が構成機関等となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 （略）

# 孤独・孤立対策推進法③

## 国民の理解増進（第9条）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

具体的には・・・

**地方自治体における住民向けの啓発活動**

（参考）国の取組

孤独・孤立対策ウェブサイト、孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」の育成等

## 相談支援（第10条）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

**相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備**

（参考）国の取組

「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行

## 人材の確保（第12条）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

**福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進  
「つながりサポーター」の育成等**

# 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

## ① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。  
 ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体的な支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



### 地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する  
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

### 当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会 等
- ・NPO 等

### 地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

### 民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

### その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

## ② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

# (参考) 孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

## (国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

## (相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

## (協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

## (人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

## (孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

# 各地方自治体における対応（イメージ）

孤独・孤立対策担当部署の決定・庁内連携体制の構築

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

孤独・孤立対策地域協議会の設置

ウェブサイトやSNSを通じた発信  
キャンペーン・イベント実施

相談窓口の設置・既存の相談窓口の連携

つながりサポーターの養成

各地域の孤独・孤立の実態把握

NPO等による ゆるやかな居場所・つながりづくり

民間団体・NPO  
との対話、連携

福祉分野にとどまったら、ボク悲しいな・・・  
首長さんのリーダーシップにも期待したいな。



分野横断・官民の垣根を  
超えた連携が  
とっても大事！



※地域の実情に応じて取組を検討・組み立て

・社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（地域における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業）による対応が可能

# 2025年度 本県の孤独・孤立対策の取組



## 1 孤独・孤立対策推進シンポジウム

- 目的：県民や支援従事者等を対象とした孤独・孤立対策に関するシンポジウムを開催することにより、県民一人ひとりが相互につながり支え合う機運を醸成するとともに、対策の必要性等について支援従事者の理解促進を図る。
- 日時：2025年10月12日（日）午後2時から午後4時まで
- 会場：総合校舎スパイラルタワーズ 大ホール(名古屋市中村区名駅4丁目27-1)
- 参加費：無料
- 対象者：県民、市町村・支援機関職員等(会場:参加253名 動画視聴:80名)
- 内容：南山大学社会倫理研究所准教授 森山花鈴氏及びはるな愛氏によるトークセッションや市町村行政職員による取組事例の紹介

## 2 「孤独・孤立に関する相談窓口」啓発カード

- 目的・内容：様々な理由で孤独・孤立に悩む方々等に、相談窓口を分かりやすく伝えるため、情報掲載HP等を案内する啓発カードを作成、配布。
- 内容：カード（名刺サイズ）8,000枚
- 掲載情報：国・県のウェブページ（各種相談機関・支援情報）のQRコード
- 配布先：市区町村、各種相談機関等

## 2025年度孤独・孤立対策推進シンポジウム



## 孤独・孤立チェックリスト

### 今の気持ちを チェック

以下の項目について、あなたはどのくらいの頻度で感じていますか？



1 自分には人との付き合いがないと感じることがありますか

決してない	ほとんどない	時々ある	常にある
1	2	3	4

2 自分は取り残されていると感じることがありますか

決してない	ほとんどない	時々ある	常にある
1	2	3	4

3 自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか

決してない	ほとんどない	時々ある	常にある
1	2	3	4

日本語版 Short-form UCLA 孤独感尺度 (第3版) 10 項目版-3 項目版  
Arimoto A & Tedeka E. Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers: a cross-sectional study. BMC Women's Health. 2019;19:105. DOI:10.1186/s12905-019-0792-4

もしあなたが孤独感・孤立感で悩みを抱えていたら、相談してみませんか。あなたのための支援をぜひご利用ください。

詳しくは裏面▶

### つらい時は 相談してください

お話しした内容が他の人に知られることはありません。秘密は厳守します。

お悩みの内容に合わせて、県内の相談窓口を探せます

(愛知県公式HP内)

愛知県 孤独・孤立 相談

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/kodokukoritusoudan.html>



チャットボットで制度・窓口を検索できます

(内閣府孤独・孤立対策推進室HP)

あなたはひとりじゃない

<https://www.notalone-cao.go.jp>



# 孤独・孤立に関する相談窓口（県内の相談窓口一覧）

- 孤独・孤立で悩んでいる方々に向けて、県内の相談先を紹介するウェブページを作成。
- 具体的には、生活に困っている、生きづらさを感じる、いじめ、ひとり親、DV、消費者被害、犯罪被害など、孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対する相談先を、分野別に紹介。

## 悩みに対応する相談窓口の紹介

### 孤独・孤立に関する相談窓口

ページID:0611456 掲載日:2026年1月5日更新 印刷ページ表示

おひとりで悩まずご相談ください。(県内の相談窓口一覧)

生活に困っている、生きづらさを感じる、いじめ、ひとり親、DV、消費者被害、犯罪被害など、孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対する相談先を掲載しています。

ひとりで悩みを抱えずに、まずは各相談窓口へご連絡ください。

相談先掲載内容			
生活上の困りごと	配偶者からの暴力(DV)や女性の福祉	難病について	消費者トラブル
子ども・子育て	性暴力、犯罪被害	障害のある方	住まいに関する相談
妊娠・出産期の女性や不安を抱える女性	こころの悩み	子どもの教育	人権に関わる相談
ヤングケアラー	認知症について	就労等サポート	子ども自身の悩み

孤独・孤立に関する相談窓口一覧 [PDFファイル/592KB]

### 【啓発カード】

ひとりで悩みごとをかかえていませんか？

**つながりはあなたのそばに**

誰にも頼れず、悩みを抱えているあなたのための相談場所があります。

孤独・孤立 市民連携プラットフォーム 愛知県

つらい時は相談してください。

お話した内容が他の人に知られることはありません。秘密は厳守します。

お悩みの内容に合わせて、県内の相談窓口を探せます

チャットボットで制度・窓口を検索できます

(愛知県公式HP内)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/kodokukoritusunodan.html>

(内閣府孤独・孤立対策推進室HP)

<https://www.notalone-cao.go.jp>

